

食品等の表示・規格制度の見直しについて（概要）

平成 10 年 10 月 20 日

食品流通局品質課

- 1 食品等の表示・規格制度に関して、消費者のニーズの変化、国際化、規制緩和、民間能力の活用への対応の必要性といった状況に鑑み、表示・規格制度の今後の改革の方向を検討するため、昨年 9 月に農林物資規格調査会（ＪＡＳ調査会）に基本問題委員会が設置された（座長 本間 清一 お茶の水女子大学教授）。
- 2 同委員会は、7 回にわたる審議を行うとともに、本年 5 月に中間とりまとめを行い、これを公表して、広く国民の意見（パブリックコメント）を募集した。同委員会ではこの意見も踏まえて、「食品等の表示・規格制度の見直しについて」を取りまとめ、本日開催されたＪＡＳ調査会に報告された。
- 3 「食品等の表示・規格制度の見直しについて（取りまとめ）」の骨子は以下のとおり。

（１）表示制度の見直し

- ・表示対象品目の拡大 - 消費者が必要とする全ての品目について表示基準が制定できるよう措置
- ・表示項目の見直し - 生鮮食料品の原産地表示等につき、消費者・生産者のニーズを踏まえ対応
- ・横断的な表示基準の策定 - 品目ごとではなく、食品横断的に一般的な表示のルールを定める仕組みを整備
- ・統一的な食品表示へ向けた取り組み - 品質・公衆衛生・栄養表示・不当表示を包含した統一的な食品表示の枠組みの導入について、広い立場から検討

（２）規格制度の見直し

- ・規格の制定・見直しの方針を策定
- ・規格制定・見直し手続の改善 - 一定期間ごとに全ての規格を見直すシステムの導入、制定・見直し手続の透明性の確保
- ・役割を達成した規格等の廃止等
- ・国際化への対応 - 規格の国際整合化の推進、性能に着目した規格の導入

(3) 適合性評価 (格付け) 制度の見直し

- ・システム認証の導入 - 一定の品質システムを導入している工場については、製品の検査を受けなくてもマークを付することができる仕組みを検討
- ・民間認証機関の活用 - 格付業務や工場の認定等の権限を民間会社を含む内外の認証機関に開放

(4) 表示・認証制度による地域食品等の振興

- ・地域食品等が定着していくよう、表示・認証の仕組みを支援・構築

4 農林水産省としては、上記とりまとめについて早急に検討を行い、食品等の表示・規格制度の見直しに積極的に取り組んでいくこととする。